（情報調査室、技術調査室及び国際投資管理室）

第二十条　安全保障貿易管理政策課に、情報調査室、技術調査室及び国際投資管理室を置く。

2　情報調査室は、輸出及び輸入の管理並びに通商に伴う外国為替の管理に関する基本的な政策のうち国際的な平和及び安全の維持に関する情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる（技術調査室の所掌に属するものを除く。）。

3　情報調査室に、室長を置く。

4　技術調査室は、輸出及び輸入の管理並びに通商に伴う外国為替の管理に関する基本的な政策のうち国際的な平和及び安全の維持に関する情報のうち技術に係るものの収集及び分析に関する事務をつかさどる。

5　技術調査室に、室長を置く。

6　国際投資管理室は、外国為替及び外国貿易法の規定による外国投資家の対内直接投資等、特定取得及び技術導入契約の締結等の規制に関する事務をつかさどる。

7　国際投資管理室に、室長を置く。

（ソフトウェア・情報サービス戦略室）

第三十二条の四　情報産業課に、ソフトウェア・情報サービス戦略室を置く。

2　ソフトウェア・情報サービス戦略室は、経済産業省の所掌に係る情報処理に関連する技術に関する研究及び開発に関する事務をつかさどる。

3　ソフトウェア・情報サービス戦略室に、室長を置く。

（サービス産業室及び教育産業室）

第三十三条　［略］

2～5　［略］

［削る］

（産業保安企画室、高圧ガス保安室及びガス安全室並びに保安制度調整官）

第三十六条の二　保安課に、産業保安企画室、高圧ガス保安室及びガス安全室並びに保安制度調整官一人を置く。

2　産業保安企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　高度な情報通信技術を用いた産業保安の円滑な促進のための政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　高度な情報通信技術を用いた産業保安に係る国際協力に関すること。

三　保安課の所掌に係る産業保安の確保に関する事務における情報処理システムの高度利用の促進に関すること。

3　産業保安企画室に、室長を置く。

4～8　［略］

（総務企画部の所掌事務）

第二百二十九条　総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十一　［略］

三十二　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二十六条第四項の規定により委任された権限に係る事務に関すること。

三十三　［略］

2　［略］

（情報調査室、技術調査室及び国際投資管理室）

第二十条　安全保障貿易管理政策課に、情報調査室、技術調査室及び国際投資管理室を置く。

2　情報調査室は、輸出及び輸入の管理並びに通商に伴う外国為替の管理に関する基本的な政策のうち国際的な平和及び安全の維持に関する情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる（技術調査室の所掌に属するものを除く。）。

3　情報調査室に、室長を置く。

4　技術調査室は、輸出及び輸入の管理並びに通商に伴う外国為替の管理に関する基本的な政策のうち国際的な平和及び安全の維持に関する情報のうち技術に係るものの収集及び分析に関する事務をつかさどる。

5　技術調査室に、室長を置く。

6　国際投資管理室は、外国為替及び外国貿易法の規定による外国投資家の対内直接投資等、特定取得及び技術導入契約の締結等の規制に関する事務をつかさどる。

7　国際投資管理室に、室長を置く。

（サービス産業室及び教育産業室）

第三十二条の四　［略］

2～5　［略］

第三十三条　削除

（高圧ガス保安室及びガス安全室並びに保安制度調整官）

第三十六条の二　保安課に、高圧ガス保安室及びガス安全室並びに保安制度調整官一人を置く。

［新設］

［新設］

2～6　［略］

（総務企画部の所掌事務）

第二百二十九条　総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三十一　［略］

三十二　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二十六条第四項の規定により委任された権限に係る事務に関すること。

三十三　［略］

2　［略］